

諮詢第144号

答申

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年6月10日付け3中児第171号で行った公文書一部開示決定については、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、園児や保育士の氏名を含む固有名詞、生年月日、年齢、入退所時期に関する情報（以下「固有名詞等」という。）以外の以下の部分を開示するとの裁決を求めるものである。

公文書1 「相談通告記録票(平成31年4月24日)」中、主訴及び記事の一部

公文書2 「ケース記録票(平成31年4月24日)」中、相談の要旨

公文書3 「TEL 受信・発信 報告書(令和2年11月4日)」中、用務の一部

公文書4 「TEL 受信・発信 報告書(令和2年11月16日)」中、用務の内容及び回答の一部

公文書5 「電話受信簿(令和2年11月18日)」中、主訴及び記事

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の内容を総合すると、次のとおりである。

- ### (1) 認可保育所○○○○○○○○について

ア 令和〇年〇月、〇〇〇〇の認可保育園「〇〇〇〇〇〇〇」(以下「〇〇〇〇〇〇〇」という。)において、当時の〇〇〇〇〇〇氏(以下「〇〇〇」という。)が

園児への虐待や体罰を行っていたことが判明した。

審査請求人は、福島県に対し公文書開示請求を行い、実施機関は保有する公文書を一部開示決定したが、〇〇〇〇〇〇〇〇に対する苦情の内容、虐待や体罰の事実に関する記載を含む大部分の情報は不開示とされた。

イ ○○○は、園児に対する暴行等により逮捕勾留され、暴行罪で起訴された。

〇〇〇が起訴された刑事事件において、数々の園児に対する虐待や暴行の事実が明らかになった。

〇〇〇の刑事事件は公の法廷で審理され、その中で保育士や〇〇〇の供述調書が取り調べられ、〇〇〇に対する被告人質問が実施され、〇〇〇が撮影又は録音した動画や音声が法廷で流された。

ウ ○○○○○○○○における○○○の虐待及び体罰事件はマスコミに大きく取り上げられ、多くの人の知るところになっている。

〇〇〇〇〇〇〇〇において虐待及び体罰があったことについては、福島県、〇〇〇〇が把握しているだけでなく、法廷での審理や報道により既に明らかになっていいる。

上記の経過及び事情は、不開示事由の判断にあたり、考慮されるべきである。

(2) 不開示情報について

ア 固有名詞等を除けば、個人を識別できる情報とはならず、また虐待等に関する調査結果や苦情に関する情報については、園児等の権利利益を侵害するおそれはない。

個人識別情報は、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り不開示とすべきであるところ、固有名詞等以外の情報については、特定個人の識別が相当程度の確実性をもって可能とは言えない。

事件発覚当時、複数の園児が当該保育園に在籍しており、卒園児も含め多数の園児が被害を受けていたため、固有名詞等を除外すれば特定の個人は識別できない。

イ 個人識別情報又は個人の権利利益を侵害するおそれのある情報に該当するとしても、同様の事件を防止し、子どもの生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要である。

ウ 確かに児童相談所の行う業務の特殊性及び重要性に照らし、条例第7条第6号該当性については慎重に判断されるべきであるが、本件については県の業務改善命令や刑事事件によりその一部が事実として認定されており、通常想定されている児童相談所への児童虐待に関する相談や通報とは性質を異にするものであり、各対象公文書に記載された情報が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第61条に定める守秘義務の対象となる「秘密」にあたるのか精査されるべきである。

工 対象公文書を開示することにより、○○○○○○○○における虐待及び体罰を防

止ないし早期発見できなかった原因の検討や今後の再発防止が可能となり、被害者救済にも資するものであって、当該情報を開示することによる公益上の必要性は高い。

また、同様の理由から、児童福祉法第61条に定める正当の理由があると考える。よって、条例第7条第6号に該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が対象公文書を一部開示とした理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると、おむね次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

対象公文書は、別紙1の5件の公文書であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 不開示理由について

本件審査請求に関する対象公文書を不開示とした理由は下記のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性について

対象公文書中公文書1の「相談者氏名」欄、「児童との関係」欄に記載された情報は、別の開示公文書の情報と照合することにより、特定の個人を識別され得る情報が含まれていることから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、公文書2の「記事」中の「2 相談者」及び「4 相談の要旨」並びに公文書3の「相手方」、「用務内容」欄には、個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できる内容が記載されているため、条例第7条第2号本文に該当する。

これらの情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないことから、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イにも該当しない。加えて、公務員等の職務遂行に関する情報でもないことから、同号ただし書ウにも該当しない。

(2) 条例第7条第6号該当性について

公文書1の「主訴及び記事の一部」、公文書2の「4 相談の要旨」、公文書3の「用務内容の一部」、公文書4の「用務内容及び回答の一部」並びに公文書5の「記事の一部」については、県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第6号に該当し、不開示とした。

児童相談所職員には児童福祉法第61条により守秘義務が課されており、児童相談所に相談として寄せられた情報を、相談者に断りなく第三者に開示することは守秘義務に違反すること、相談の内容を第三者に開示することによって、相談者からの信頼を失墜させ、児童相談所に対して子どもに関する相談や児童虐待等に関する通告をためらわせるおそれがある。

児童相談所が行う相談業務は秘密保持を前提に相談者との信頼関係の中で遂行されるものであり、相談者は、当然、児童相談所が自分の話した内容を断りなく第三者に漏らすとは考えておらず、実施機関も相談者に対し「第三者からの請求があれ

ば、当該相談者や児童、関係人が識別される特定の情報を除いた相談記録を開示することがあるため了解してほしい」旨の事前説明は行っていない。

審査請求人の主張する「同様の虐待体罰事件を防止し、子どもの生命、健康又は生活を保護するために、公にすることが必要である」との趣旨は理解するが、児童相談所が受け付けて対応する相談内容、特に児童虐待に関する相談の多くがこの主張に当てはまるものであり、これを容認すれば、個人が特定される情報に関する部分を除く児童虐待に関するほぼ全ての相談記録は、相談者と対立関係にある人物を含めた第三者に開示できることとなり、当該相談者や児童、相談内容に関する者の権利利益が害されるおそれがあるほか、児童相談所への信用が失墜し、相談者が相談しづらくなったり、児童虐待等に関する通告をためらったりすることになり、相談者や虐待されている児童の不利益になるおそれがある。

また、〇〇〇〇や警察に寄せられた相談内容を実施機関が間接的に開示することにより、市民や県民からの信用を失墜させるおそれがあるほか、今後の当該機関との連携関係に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は、第4の1のとおり対象公文書を特定しており、このことについて審査請求人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」としている。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第2号及び同条第6号に該当することを理由に、別紙1に記載の情報を不開示としているが、審査請求人はそれらのうち、固有名詞等を除いた不開示情報の開示を求めている。

しかしながら、当審査会が対象公文書を見分したところ、開示を求める部分とそうでない部分の切り分けは困難であったことから、以下、対象公文書の全ての不開示部分について不開示情報該当性を検討することとする。

3 条例第7条第2号の該当性について

(1) 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号は、本文で「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」を原則として

不開示情報とする旨規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書ア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書イ）及び当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書ウ）は、不開示情報から除かれる。

この規定は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、プライバシーはいつたん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的として、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたもので、「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、所属団体、資産、心身の状況、生活記録等、個人に関する全ての情報と解される。

本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものである。

（2）条例第7条第2号の該当性について

当審査会が見分したところ、対象公文書中、公文書1の「主訴（目的）」及び「記事」の欄、公文書2の「記事」中の「2 相談者」及び「4 相談の要旨」の欄並びに公文書3の「相手方」及び「用務内容」欄には、個人の氏名、勤務先、電話番号の個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものが記載されていると認められる。

また、条例第7条第2号では、当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとなるものについても、個人識別情報として不開示情報になるとしている。

これには、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、不開示とすべきとの解釈がある。

他方、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合にも、不開示となると解されるものがある。

今回の対象保育園は小規模であり、園児や職員も少ないとから、記載された内容により、一般人が通常入手し得る情報のほか、当該個人の近親者、保育園関係者、地域住民であれば知り得る情報と照合することにより、特定の個人を識別できると推認される情報があった。

このため、公文書1の「相談者氏名」、「児童との関係」、「主訴（目的）」及び「記事」の欄、公文書2の「相談者」及び「相談の要旨」欄並びに公文書3の「件名」及び「用務内容」欄に記載されている情報のうち、条例第7条第2号に該当する情報は不開示とすることが妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇〇において虐待及び体罰があったことについ

ては、法廷での審理や報道により既に明らかになっていることから、不開示事由の判断にあたり、考慮されるべきである旨主張するが、対象公文書に記載されている個人情報が、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえないことから、ただし書アには該当しない。

次に、審査請求人は、個人識別情報を除けば、個人の権利利益を害するおそれではなく、同様の虐待体罰事件を防止し、子どもの生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると主張する。

しかしながら、今回の相談記録等に記載された個人情報について、見分したところ、個人の人格的な権利利益の保護と人の生命、健康、生活又は財産を保護する公益性とを比較衡量しても、開示する公益性が個人の権利利益を上回るとは認められないことから、ただし書イには該当しない。

最後に、当該情報は、公務員の職務遂行に係る情報ではないことから、ただし書ウには該当しない。

4 条例第7条第6号の該当性について

(1) 条例第7条第6号の趣旨及び規定について

条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示情報とする趣旨の規定である。

同号に規定された「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を意味するものと解すべきである。

事務又は事業の「適正な遂行」に支障を及ぼす情報か否かを判断するに当たっては、当該支障と当該情報を開示することの公益上の必要性とを比較考慮し、前者が後者を上回る場合にのみ、この不開示情報に該当すると解するのが相当である。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

まず、実施機関より、児童相談所の相談業務には児童福祉法第61条の守秘義務が課されており、児童相談所に相談として寄せられた情報を、相談者に断りなく第三者に開示することは守秘義務に違反するとの主張があったことから、当審査会では児童相談所の業務や相談事業の法的根拠や実態を確認した。

児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第5条において、児童福祉に關係のある団体や職務上關係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされており、同法第6条においては、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに市町村や都道府県の福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないとしている。

また、児童虐待防止法第7条において、児童虐待に係る通告を受けた児童相談所の所長、所員その他の職員等は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており、福島県ホームページの児

童相談所の案内として、「相談の内容はいっさい外へもらしません（匿名でも大丈夫）。」と表記している。

これらのことから、実施機関が相談業務を行う中で知り得た相談者に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報は児童福祉法第61条の守秘義務の対象となるものと推認する。

当審査会が見分したところ、不開示とされた部分には氏名や職業等の当該情報により個人が識別できる情報と相談者が実施機関に対して発言した内容がそのまま記載されており、これを開示した場合、他の開示された内容から特定の個人が識別できるおそれがあると認められる。

当該情報を開示すると、相談者が特定され、守秘義務に違反すること、相談者からの信頼を失墜させ、児童相談所に対して子どもに関する相談や児童虐待等に関する通告をためらわせるおそれがあることとの実施機関の主張には合理性があり、これらの情報を開示すると、将来の同種事案における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

加えて、児童虐待に関する対応をするためには、関係機関との連携が重要であり、実施機関が「〇〇〇〇や警察に寄せられた相談内容を当所が間接的に開示することにより、市民や県民からの信用を失墜させるおそれがあるほか、今後の当該機関との連携関係に支障を及ぼすおそれがある」との主張は認容できるものであり、相談や苦情の内容及び回答の一部の県の対応に関する情報は、条例第7条第6号に該当するため、不開示とすることが妥当であると判断する。

なお、審査請求人の「開示することにより、〇〇〇〇〇〇〇における虐待及び体罰を防止ないし早期発見できなかった原因の検討や今後の再発防止が可能となり、被害者救済にも資するものであって、当該情報を開示することによる公益上の必要性は高い。」との主張は理解できるが、これをもって児童福祉法に定めている児童相談所職員に対する守秘義務を超える正当な理由に当たるとはいえないものである。

5 結 論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

なお、諮問第142号事案、諮問第143号事案及び諮問第144号事案は密接に関連するため、当初より一括して審議をした。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和3年9月30日	・実施機関から諮詢書及び弁明書(写)を收受
令和3年11月2日	・実施機関を経由して審査請求人の反論書(写)を收受
令和4年4月19日 (第311回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和4年5月17日 (第312回審査会)	・審議
令和4年6月21日 (第313回審査会)	・審議
令和4年7月19日 (第314回審査会)	・審議
令和4年8月23日 (第315回審査会)	・審議
令和4年9月20日 (第316回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
令和4年10月18日 (第317回審査会)	・審議
令和4年11月15日 (第318回審査会)	・審議
令和4年12月20日 (第319回審査会)	・審議
令和5年1月17日 (第320回審査会)	・審議
令和5年3月2日 (第321回審査会)	・審議
令和5年3月28日 (第322回審査会)	・審議
令和5年4月27日 (第323回審査会)	・審議
令和5年5月23日 (第324回審査会)	・審議
令和5年6月20日 (第325回審査会)	・審議
令和5年7月24日 (第326回審査会)	・審議

年月日	処理内容
令和5年8月17日 (第327回審査会)	・審議
令和5年9月19日 (第328回審査会)	・審議
令和5年10月19日 (第329回審査会)	・審議
令和5年11月16日 (第330回審査会)	・審議
令和5年12月21日 (第331回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿 (令和5年6月22日まで)

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 準教授	
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

福島県情報公開審査会委員名簿 (令和5年6月23日から)

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 曜彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 準教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

諮詢第144号 別紙1

公文書の件名	開示しない部分	開示しない 根拠規定	開示しない理由
1 相談通告記録票 (平成31年4月24日)	相談者氏名の一部、児童との関係、主訴(目的)、記事の一部	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	主訴(目的)、記事の一部	第7条第6号	県が行う事務に関する情報であつて、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
2 ケース記録票(平成31年4月24日)	相談者の一部、電話番号、相談の要旨	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	相談の要旨	第7条第6号	県が行う事務に関する情報であつて、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
3 TEL受信・発信報告書(令和2年11月4日)	相手方氏名、件名、用務内容の一部	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
	用務内容の一部	第7条第6号	県が行う事務に関する情報であつて、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
4 TEL受信・発信報告書(令和2年11月16日)	用務内容及び回答の一部	第7条第6号	県が行う事務に関する情報であつて、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
5 電話受信簿(令和2年11月18日)	相談者名、児童との関係、主訴(目的)、記事	第7条第6号	県が行う事務に関する情報であつて、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

